

一般社団法人 日本森林学会 2019（令和元）年定時総会 議事録

日時：2019（令和元）年5月28日（火）10:00～12:00

場所：東京都文京区弥生 東京大学農学部3号館4階 教員会議室

代議員の現在数：52名

出席した代議員：梶本卓也，比屋根哲，宇都木玄，生方正俊，小島克己，高橋誠，田中伸彦，土屋俊幸，田中浩，則定真利子，堀靖人，小山泰弘，中川弥智子，横井秀一，大住克博，黒田慶子，佐藤宣子（17名）

議決権を委任した代議員：柿澤宏昭，渋谷正人，庄司康，八坂通泰，石田清，中村克典，岩岡正博，大久保達弘，小池伸介，上村真由子，陣川雅樹，福田健二，丸山温，宮本麻子，栗屋善雄，板谷明美，木佐貫博光，戸丸信弘，肘井直樹，井鷲裕司，石井弘明，伊藤勝久，徳地直子，長谷川尚史，深町加津枝，山田容三，伊藤哲，寺岡行雄，藤掛一郎，溝上展也，光田靖（31名）

出席した役員等：会長）黒田慶子，副会長）田中浩，小島克己，常任理事）玉井幸治，正木隆，松本麻子，福田健二，大住克博，理事）高山範理，佐藤宣子，大河内勇，船田良，中村太士，梶本卓也，横井秀一，監事）堀靖人，主事）山川博美，岩永青史，滝久智，吉藤奈津子，岡本隆，長倉淳子，澤野真治，荒木眞岳，木村恵，山崎理正，宮本和樹，東原貴志，事務局）稲村崇子

議長：田中伸彦

議事の経過の概要及びその結果：

玉井総務理事によって代議員の過半数の出席または代理出席が報告され，開会した。黒田会長の挨拶に続き，議長に田中代議員が選出され，議事に移った。議事録署名人に黒田代議員と堀代議員が選任され，書記に山川主事が指名された。本定時総会の審議・報告事項は，以下のとおりである。

決議事項：

第1号議案 2018年度事業報告（案）（別紙資料1）

玉井理事から説明があったのち，満場一致で承認された。

第2号議案 2018年度決算報告（案）（別紙資料2）

柿澤理事の代理として岩永主事から説明があった。大会事業費支出の増加について質問があり，大会会場でのパソコンのレンタル費用などが当初見込んでいた額より高く代行業務委託費が増加したためと説明がされたのち，満場一致で承認された。

第3号議案 日本森林学会会員規則の改正（案）（別紙資料3）

玉井理事から規則の改正案及び会費割引制度について説明があった。会費割引制度による会費収入の減少程度，学生が退会するタイミング，会費割引制度の有効性などについて質問があり，ポストク段階で会員の大きな減少があること，当該会員の半数程度しか会員を継続しておらず，倍の会員が継続することで会費の収支はゼロになること，制度の有効性は試行期間が終了する3年後に効果検証を行うことが説明されたのち満場一致で承認された。

第4号議案 日本森林学会学会誌等刊行規則の改正（案）（別紙資料4）

玉井理事から説明があったのち満場一致で承認された。

第5号議案 役員（大会担当理事）の選任

大会担当の紙谷常任理事（第130回大会運営委員長）の辞任を受けて，信任投票により，竹中千里会員（名古屋大学；第131回大会運営委員長）が常任理事（大会担当）に選任された。任期

は前任者の残任期間（2020年定時総会終結時まで）である。

報告事項：

報告事項 1 2018年度監事監査報告

堀監事から、4月8日に小池監事とともに監査を行い、事業および会計ともに適法かつ正確と認められたことが報告された。

報告事項 2 2019年度事業計画（別紙資料5）

玉井理事から報告された。これに関連し、森林学会で開催するシンポジウムなどのJABEE・CPDへの登録について意見があり、CPDの基準を確認したうえで理事会として検討することが示された。また、伊藤理事の代理として吉藤主事より、JFR（Journal of Forest Research）のIF（Impact Factor）を上昇させるため、将来的なフルオープンアクセス化及び冊子体廃止について検討していることが説明された。このことについて、フルオープンアクセス化を行うと冊子体廃止が必要なのか、学会及び投稿者のコストが不明の段階では判断が難しいなどの意見が出され、今後、学会員へのメリット（会員サービス）と国際誌としての位置づけなどを再度検討し、広く会員からの意見集約を行いながら検討していくことが示された。

報告事項 3 2019年度予算（別紙資料6）

柿澤理事の代理として岩永主事から報告された。

報告事項 4 内規の制定と改正（別紙資料7）

玉井理事から、内規の制定と改正について説明された。

報告事項 5 学術大会の準備状況

第131回大会について、竹中千里大会運営委員長の代理として中川弥智子大会運営委員から、2020年3月27日～30日に名古屋大学東山キャンパス全学教育棟及び豊田講堂（名古屋市千種区）で開催されること、人と森林とSDGs—東アジアからの報告（仮題）をテーマにシンポジウムを企画中であることや大会の収支見込が報告された。また、玉井理事から第132回大会は関東森林学会の推薦に基づき、開催機関を東京農工大学に決定し、大会運営委員長は土屋俊幸会員（東京農工大学）に委嘱したことが報告された。

報告事項 6 2018年度林業遺産の選定

佐藤理事から、「十勝三股の林業集落跡地と森林景観」、「木地師文化発祥の地 東近江市小椋谷」、「琉球王朝時代の多良間島の「抱護」と『林政八書』」、「郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林」の4件が新たに選定されたことが報告された。

以上で本定時総会の全ての議案の審議、報告を終了し、議長が解任されて閉会した。

議事録作成者：玉井幸治，山川博美

別紙資料 1：一般社団法人日本森林学会 2018（平成 30）年度事業報告

（事業期間：2018 年 3 月～2019 年 2 月）

(1) 「日本森林学会誌」の発行： 2018 年 4 月（第 100 巻第 2 号），6 月（同 3 号），8 月（同 4 号），10 月（同 5 号），12 月（同 6 号）および 2019 年 2 月（第 101 巻第 1 号）の年 6 回発行し，科学技術振興機構の J-STAGE で公開した。論文 22 編，短報 10 編，総説 2 編，その他（巻頭言）1 編および学会記事を掲載し，総計 263 ページとなった。ページ数は昨年度に比べて約 2%増であった。第 101 巻第 1 号より，表紙写真を変更した。

(2) 「Journal of Forest Research」の発行： 2018 年 4 月（Vol. 23 No. 2），6 月（No. 3），8 月（No. 4），10 月（No. 5），12 月（No. 6）および 2019 年 2 月（Vol. 24 No. 1）の年 6 回発行した。特集 “Radiocesium dynamics in forest ecosystems after the Fukushima Nuclear Power Plant accident: Experiences during the initial five years” を含めた Review 1 編，Original Article 40 編，Short Communication 7 編を掲載した。総ページ数は 396 ページとなり，昨年度と同ページ数であった。電子版の周知を図るため，メールマガジンを用いて会員に発行を知らせるとともに，日林誌と学会ウェブサイトで発表論文の日本語書誌情報を掲載した。2017 年の Impact Factor は 0.908 で，2016 年（0.667）より上昇した。

(3) 「森林科学」の発行： 2018 年 6 月（83 号），10 月（84 号），2019 年 2 月（85 号）の年 3 回発行した。特集「未利用木材の発電利用は持続的たり得るか？」「世界自然遺産候補、沖縄・奄美の森林生態系管理」「広葉樹二次林の炭素循環研究の最前線」をはじめ，シリーズ「森めぐり」「現場の要請を受けての研究」「うごく森」「森をはかる」「林業遺産紀行」「森をたべる」等，総計 170 ページを掲載した。学会員の新著をより広くかつタイムリーに紹介できるよう，「ブックス」コーナーのみ会員限定公開（1 年間）の対象から除外する措置を行った。オンラインバックナンバーについては，CiNii から J-stage への移行を完了し，全ての号を公開した。在庫調整分の冊子体バックナンバーを編集委員や関連団体に分配し，学会入会や購読の促進等のために有効活用した。広告募集について株式会社科学技術社と広告代理店契約を締結し，合わせて広告料の見直しを行った。

(4) 「日本森林学会メールマガジン」の発行： 第 94 号（2018 年 3 月）～第 105 号（2019 年 2 月）を発行した。

(5) ウェブサイトの更新： ウェブサイト更新を随時行い，最新情報を掲載した。大会や表彰をはじめとする各種の学会情報を会員に発信するとともに，学会刊行物などの学会活動について随時発信・広報した。大会発表申し込みおよび発表要旨集のオンライン入稿を支援した。大会ページの視認性・わかりやすさを高めた。その他，研究集会・シンポジウムや公募等の関連情報を提供・広報した。

(6) 第 129 回日本森林学会大会の開催： 高知大学朝倉キャンパスおよび高知県立県民文化ホール（高知市）で開催した（2018 年 3 月 26～29 日；大会運営委員長：後藤純一会員，高知大学）。研究発表は総計 858 件で，内訳は部門別口頭発表 198 件，部門別ポスター発表 442 件，公募セッションおよび企画シンポジウム口頭発表 180 件，公募セッションポスター発表 38 件であった。高校生ポスター発表を併催し，22 件の発表があった。公開シンポジウム「林業大学校～その役割と目指すもの～」を，国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」の助成を受けて開催した。学会企画として「観光レクリエーション分野のあり方検討会」，「男女共同参画ランチョンミーティング「海外滞在と研究者家族」，「大学院進学とその後の進路の選択－公立研究機関，行政機関

への就職一」および「論文執筆や審査の経験を共有しよう Part 3 ～男女共同参画の観点も含めて～」を開催した。「第 129 回日本森林学会学術講演集」を発行した。

(7) 第 130 回日本森林学会大会の開催準備： 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟市）での開催を準備した（2019 年 3 月 20～23 日；大会運営委員長：紙谷智彦会員，新潟大学）。2018 年 5 月 9 日に新潟大学東京事務所において大会運営委員会引継会議を開催した。公募セッションと企画シンポジウムを会員から公募し，公募セッション 5 件，企画シンポジウム 13 件を採択，14 の部門別口頭・ポスター発表とともにウェブ登録システムによって研究発表申込を受け付けた。第 6 回高校生ポスター発表を企画し，全国の高校からの発表申込を受け付けた。公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」を企画した。学会企画として「森林環境税（仮称）及び森林経営管理法を契機とした森づくり～森林環境税（仮称）及び森林経営管理法とは～」，「ダイバーシティ推進ランチョン Workshop 2019～森林学会の多様性について考える／今学会で必要なダイバーシティ推進とは？～」および「日林誌に論文を出す」の準備を進めた。以上を含めて大会プログラムの編成を行い，「第 130 回日本森林学会学術講演集」を編集した。

(8) 第 131 回日本森林学会大会の開催準備： 中部森林学会の推薦に基づき，大会開催機関を名古屋大学とし，大会運営委員長（竹中千里会員，名古屋大学）を委嘱し，大会運営委員会を組織した。

(9) 日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦： 日本森林学会賞は，崎尾均会員（新潟大学）の「水辺の樹木誌」に，日本森林学会奨励賞は曾我昌史会員（東京大学）の「Extinction of experience: the loss of human-nature interactions」，小長谷啓介会員（森林総合研究所）の「Revisiting phylogenetic diversity and cryptic species of *Cenococcum geophilum* sensu lato」，津田吉晃会員（筑波大学）の「Multispecies genetic structure and hybridization in the *Betula* genus across Eurasia」に，日本森林学会学生奨励賞は河村和洋会員（北海道大学）の「Effects of land use and climate on the distribution of the Jungle Nightjar (*Caprimulgus indicus*) in Hokkaido, northern Japan」，伊津野彩子会員（投稿時：京都大学，応募時：森林総合研究所）の「The population genomic signature of environmental association with gene flow in an ecologically divergent tree species *Metrosideros polymorpha* (Myrtaceae)」に，日本森林学会功績賞は，藤森隆郎会員の「森林生態学に基づく持続可能な森林管理の体系化およびその現場への普及」に授与することを決定した。また，Journal of Forest Research 論文賞は，JFR 論文賞選考委員会が選考し，理事会で審議した結果，同誌 22 巻 6 号に掲載の Tsuyoshi Sato, Haruka Yamazaki and Toshiya Yoshida 「Extending effect of a wind disturbance: mortality of *Abies sachalinensis* following a strong typhoon in a natural mixed forest」に，日本森林学会誌論文賞は，日林誌論文賞選考委員会が選考し，理事会で審議した結果，100 巻 2 号に掲載の平野悠一郎「日本におけるトレイルランニングの林地利用の現状と動向 —コンフリクトの表面化とランナーの対応—」，99 巻 6 号に掲載の久保山裕史・古俣寛隆・柳田高志「未利用木質バイオマスを用いた熱電併給事業の成立条件」に，第 129 回日本森林学会大会学生ポスター賞は，ポスター賞選考委員会で選考し，理事会で審議した結果，16 名の学生会員に授与することを決定した。また，日本学術振興会賞，日本学術振興会育志賞，日本農学進歩賞，日本農学会賞について，会員からの推薦を受け付け，日本学術振興会育志賞に関して理事会で本学会推薦業績を決定したが，受賞には至らなかった。

(10) 学会活動の活性化： ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動，および連携学会・

他学会・外部機関との連携強化を通じて、学会活動の活性化に努めた。

(11) **ダイバーシティ推進の取り組み**： 2018年8月、12月に男女共同参画学協会連絡会の運営委員会に参加し、議題を話し合った。2018年12月にダイバーシティ推進委員会を発足し、ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動を始めた。第130回大会においてダイバーシティ推進に係るテーマに関して学会として進むべき今後の方向性を話し合うことを目的としたランチョンワークショップ(2019年3月22日)を男女共同参画学協会連絡会後援のもとで準備を行った。

(12) **JABEE(日本技術者教育認定機構)への協力**： JAFEE(森林・自然環境技術者教育会)の基幹的な学会として、JABEEやJAFEEの活動・運営に協力し、関連学協会との連携を図り、森林分野の技術者教育の向上を進め、CPD(技術者継続教育)事業の推進に協力した。

(13) **連携学会(旧支部)との連携**： 各連携学会(北方森林学会、東北森林科学会、関東森林学会、中部森林学会、応用森林学会、九州森林学会)大会を共催し、会長ほか役員を派遣した。また、2018年12月に第467回理事会と併せて連携学会長会議を開催し、各連携学会の活動状況と課題を共有した。

(14) **日本木材学会との連携**： 「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき、相互に理事を派遣し、また学術大会へ役員を招待した。

(15) **公開シンポジウムの開催**： 2018年5月29日、東京・日林協会館において公開シンポジウム「林業遺産への期待と課題」を主催した。第130回大会の公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」を企画し、国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に応募、採択され、準備を進めた。

(16) **国際学術交流の推進**： 東アジアをはじめとする諸外国との国際的学術交流を進めた。中国林学会より招聘講演者の推薦の依頼が2件あり、関係の理事とともに対応したが、日程の調整等で無理があり、丁重にお断りした。学会ウェブサイトの英語ページをアップデートするとともに、第130回大会のお知らせの重要事項を英訳し公開した。

(17) **関連学協会への協力と社会連携の推進**： 協力学術研究団体として日本学術会議に協力し、日本学術会議の会員および連携会員の候補者を推薦した。日本農学会の運営に協力し、運営委員を派遣した。防災学術連携体に参加し、日本学術会議公開シンポジウム・防災学術連携体緊急報告会「西日本豪雨災害の緊急報告会」(台風21号の緊急報告および北海道胆振東部地震の緊急報告(2018年9月10日、日本学術会議議室)で本学会の会員が講演した。日本木材学会および土木学会とともに「土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会」を構成し、第9回木材利用シンポジウム「木材利用によるレガシーの創成に向けて」(2018年3月7日、土木学会講堂)を開催した。森林学会も参加しているウッドデザイン賞サポート連絡会として、公募及び結果について森林学会のメールマガジンを通じてお知らせするとともに、12月6日のエコプロ会場における同賞の表彰式に参加した。日本野外教育学会第21回大会自主企画シンポジウム「野外教育と森林教育とのコラボレーション」(日本森林学会教育部門)、第17回木材利用研究発表会(土木学会木材工学委員会)、産学官共済セミナー「国産早生樹センダンの使い道」(日本木材加工技術協会関西支部)、第21回日本水大賞(日本河川協会)、日本林業成長産業化シンポジウム「ICTスマート精密林材業によるサプライチェーンシステム in 東京」(LSによるスマート精密林業コンソーシアム)、木材利用シンポジウム in 千葉(土木学会木材工学委員会)、REDD研究開発センター国際セミナー「REDDプラスはどこまで来たか?—機会を活かすために—」(森林総合研究所)、森林総合研究所公開講演会「水を育む森林」(森林総合研究所)をそれぞれ後援した。

流体力学基礎講座（日本機械学会），日本流体力学会年 2018（日本流体力学会），第 14 回バイオマス科学会議（日本エネルギー学会）をそれぞれ協賛した。

(18) 国内研究機関連携の推進： 森林・林業関係試験研究機関の現状と研究推進上の課題に関するアンケート調査結果を，全国林業試験研究機関協議会において示し，意見集約を行った。

(19) 各種補助金の申請： 北方森林学会の発案により，公開シンポジウム「北海道における観光客による自然環境の利用実態と持続的利用への課題」（2019 年 11 月）への助成を受けるため，日本森林学会として 2019 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）」に応募した。科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）」への発案の順番を，2021 年東北森林科学会、2022 年中部森林学会、2023 年関東森林学会、2024 年応用森林学会、2025 年北方森林学会、2026 年九州森林学会とした。第 130 回大会で開催予定の公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」については，国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に応募し採択された。

(20) 他機関等の賞，奨励金，助成金，公募等の広報および候補の推薦： ウェブサイト，メールマガジン等により会員に対して随時，情報提供を行った。

(21) 学会運営の改善： 役員間や各委員間の連絡，代議員や会員へのお知らせに電子メールを活用し，会議費と通信費を節減するとともに，意思決定や情報提供の迅速化に努めた。計 6 回の理事会のうち 2 回はメール理事会によった。

(22) 林業遺産の選定： 新たに林業遺産 No. 24「矢部村における木馬道と木場作林業」，No. 25「我が国初の森林鉄道「津軽森林鉄道」遺構群及び関係資料群」，No. 26「旧帝室林野局木曾支局庁舎および収蔵資料群」，No. 27「日本近代砂防の祖・諸戸北郎博士の設計による溪間工事建造物群」，No. 28「遠山森林鉄道の資料および道具類・遺構群」，No. 29「海部の樵木林業」，No. 30「進徳の森と中村弥六の関連資料群」および No. 31「北山林業」の 8 件を新規に認定し，2017 年定時総会で発表した。会員を通じて 2018 年度林業遺産候補の推薦を募り，林業遺産選定委員会において審議を進めた。また，第 129 回日本森林学会大会において林業遺産に関する企画シンポジウムと公募セッションを開催するとともに，日本森林学会公開シンポジウムで「林業遺産選定のこれまでの取組と成果」について報告を行った。

(23) 中等教育との連携： 第 129 回日本森林学会大会において第 5 回高校生ポスター発表を実施した。発表件数は 29 件，参加校数は 19 校で，その中から最優秀賞 2 件，優秀賞 3 件および特別賞 2 件を表彰した。発表ポスターと森林・林業を学べる大学・大学紹介を掲載した「高校生ポスター発表 ポスター集」を印刷し，配付した。当日の概要と講評を森林科学 83 号に掲載した。第 130 回大会における第 6 回高校生ポスター発表の準備を進めた。

(24) 代議員および理事・監事候補選挙： 2018 年定時総会において理事および監事を選任した。

(25) 一般社団法人としての対応： 改選に伴い，理事を修正登記した。

(26) 会員名簿の発行： 2018 年度版会員名簿を発行し，正会員には PDF による配布を行った。

(27) 会員数の動向：

	2016/3/1	2017/3/1	2018/3/1	2019/3/1	前期との差
正会員	2396	2435	2383	2377	△ 6
国内一般会員	1822	1871	1839	1875	36
a) 日林誌のみ	1279	1311	1283	1313	
b)+JFR	80	83	85	94	
c)+森林科学	209	215	218	220	
d)+両誌	254	262	253	248	
国内学生会員	563	553	533	492	△ 41
a) 日林誌のみ	523	514	485	444	
b)+JFR	3	8	13	13	
c)+森林科学	13	10	13	10	
d)+両誌	24	21	22	25	
海外在住一般会員	4	7	6	4	△ 2
a) 日林誌のみ	3	6	4	3	
b)+JFR	0	0	1	0	
c)+森林科学	0	0	0	0	
d)+両誌	1	1	1	1	
海外在住学生会員	7	4	6	6	0
a) 日林誌のみ	3	1	2	2	
b)+JFR	4	3	4	4	
c)+森林科学	0	0	0	0	
d)+両誌	0	0	0	0	
機関会員	114	112	110	110	0
国内機関	112	110	108	109	
海外機関	2	2	2	1	
賛助会員	39	39	38	38	0
合計	2549	2586	2531	2525	△ 6
準会員	247	229	226	223	△ 3

別紙資料2：一般社団法人日本森林学会 2018（平成30）年度決算報告

収支計算書

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入	23,870,000	23,721,592	148,408	
会費	20,042,500	19,879,592	162,908	
個人会費	(18,307,000)	(18,253,512)	(53,488)	
正学生会員会費	(1,735,500)	(1,626,080)	(109,420)	
準学生会員会費	557,500	530,000	27,500	
森林科会費	(557,500)	(530,000)	(27,500)	
機関費	1,980,000	1,962,000	18,000	
国内助費	(1,980,000)	(1,962,000)	(18,000)	
賛助会費	1,290,000	1,350,000	△ 60,000	
事業収入	(1,290,000)	(1,350,000)	(△ 60,000)	
印刷物売上	4,545,000	4,786,300	△ 241,300	
日誌別売	4,225,000	4,046,500	178,500	
日誌別売	(325,000)	(302,184)	(22,816)	
日誌別売	(2,200,000)	(1,963,440)	(236,560)	
日誌別売	(100,000)	(87,304)	(12,696)	
JRF超学別	(1,170,000)	(1,185,000)	(△ 15,000)	
JRF超学別	(60,000)	(106,920)	(△ 46,920)	
JRF超学別	(370,000)	(401,652)	(△ 31,652)	
大会学術講演	320,000	739,800	△ 419,800	
大会学術講演	(250,000)	(545,400)	(△ 295,400)	
大会学術講演	(70,000)	(194,400)	(△ 124,400)	
大会開催収入	11,250,000	10,879,142	370,858	
大会開催収入	(5,890,000)	(6,592,000)	(△ 702,000)	
大会開催収入	(1,910,000)	(1,836,000)	(74,000)	
大会開催収入	(450,000)	(440,000)	(10,000)	
大会開催収入	(3,000,000)	(1,893,102)	(1,106,898)	
大会開催収入	(0)	(118,040)	(△ 118,040)	
補助金等収入	1,120,000	1,103,623	16,377	
補助金等収入	(1,000,000)	(993,266)	(6,734)	
補助金等収入	(120,000)	(110,357)	(9,643)	
雑収入	822,000	1,020,702	△ 198,702	
雑収入	(2,000)	(2,211)	(△ 211)	
雑収入	(770,000)	(1,018,049)	(△ 248,049)	
雑収入	(50,000)	(442)	(49,558)	
2. 事業活動支出	41,607,000	41,511,359	95,641	
事業活動費用	19,036,000	18,145,229	890,771	
印刷製本費	16,140,000	15,872,510	267,490	
印刷製本費	(12,310,000)	(11,978,743)	(331,257)	
印刷製本費	((4,660,000))	((4,254,501))	((405,499))	
JRF学費	((5,400,000))	((5,400,000))	((0))	
JRF学費	((2,250,000))	((2,324,242))	((△ 74,242))	
JRF学費	(2,060,000)	(1,993,666)	(66,334)	
JRF学費	((100,000))	((43,138))	((56,862))	
JRF学費	((60,000))	((19,500))	((40,500))	
JRF学費	((80,000))	((50,376))	((29,624))	
JRF学費	((500,000))	((504,360))	((△ 4,360))	
JRF学費	((1,000,000))	((1,135,560))	((△ 135,560))	
J-STAGE掲載費	(320,000)	(240,732)	(79,268)	
送費	(1,770,000)	(1,900,101)	(△ 130,101)	
送費	((1,700,000))	((1,832,079))	((△ 132,079))	
送費	(20,000)	(16,824)	(3,176)	
送費	((10,000))	((16,014))	((△ 6,014))	
送費	((40,000))	((35,184))	((4,816))	
送費	800,000	377,910	422,090	
送費	(800,000)	(354,780)	(445,220)	
送費	(0)	(23,130)	(△ 23,130)	
送費	50,000	0	50,000	
送費	(50,000)	(0)	(50,000)	
送費	300,000	175,185	124,815	
送費	(100,000)	(49,288)	(50,712)	
送費	(200,000)	(125,897)	(74,103)	
送費	6,000	141,048	△ 135,048	
送費	(6,000)	(141,048)	(△ 135,048)	
送費	70,000	24,458	45,542	
送費	(70,000)	(24,458)	(45,542)	
送費	1,670,000	1,554,118	115,882	
送費	(150,000)	(52,810)	(97,190)	
送費	(1,220,000)	(1,201,308)	(18,692)	
送費	(300,000)	(300,000)	(0)	

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
大 会 事 業 費	11,250,000	11,135,480	114,520	
会 場 費 ・ 運 営 費	(3,454,870)	(3,260,481)	(194,389)	
印 刷 費 ・ 発 送 費	(550,000)	(534,702)	(15,298)	
懇 親 行 業 務 委 託 費	(2,190,000)	(1,854,000)	(336,000)	
そ の 他 の 費 用	(3,878,160)	(5,165,730)	(△ 1,287,570)	
林 業 遺 産 事 業 費	200,000	125,160	74,840	
管 理 費 支 出	12,159,000	12,595,820	△ 436,820	
人 員 給 付 費 支 出	7,953,000	8,221,592	△ 268,592	
給 雑 法 定 福 利 支 出	(5,933,000)	(6,190,281)	(△ 257,281)	
福 利 支 出	(1,000,000)	(1,006,455)	(△ 6,455)	
福 利 支 出	(1,020,000)	(1,024,856)	(△ 4,856)	
福 利 支 出	12,000	11,310	690	
福 利 支 出	1,275,000	1,682,260	△ 407,260	
旅 行 費 支 出	172,000	82,226	89,774	
通 信 運 搬 費 支 出	350,000	160,324	189,676	
消 耗 品 費 支 出	60,000	128,140	△ 68,140	
新 聞 図 書 費 支 出	10,000	8,230	1,770	
諸 会 費 支 出	377,000	377,000	0	
支 払 手 数 料 支 出	355,000	394,858	△ 39,858	
賃 借 料 支 出	890,000	881,280	8,720	
租 税 公 課 支 出	470,000	330,000	140,000	
支 払 報 酬 料 支 出	220,000	248,400	△ 28,400	
支 雑 費 支 出	15,000	70,200	△ 55,200	
事 業 活 動 支 出 計 額	42,645,000	42,001,689	643,311	
事 業 活 動 収 支 差 額	△ 1,038,000	△ 490,330	△ 547,670	
II 投 資 活 動 収 支 の 部				
1. 投 資 活 動 収 入				
特 定 資 産 取 崩 収 入	800,000	1,057,354	△ 257,354	
名 簿 刊 行 積 立 資 産 取 崩 収 入	(800,000)	(800,000)	(0)	
大 会 開 催 引 当 資 産 取 崩 収 入	(0)	(257,354)	(△ 257,354)	
投 資 活 動 収 入 計 額	800,000	1,057,354	△ 257,354	
2. 投 資 活 動 支 出				
特 定 資 産 繰 入 支 出	370,000	370,000	0	
退 職 給 付 引 当 資 産 取 得 支 出	(370,000)	(370,000)	(0)	
投 資 活 動 支 出 計 額	370,000	370,000	0	
投 資 活 動 収 支 差 額	430,000	687,354	△ 257,354	
III 財 務 活 動 収 支 の 部				
1. 財 務 活 動 収 入				
財 務 活 動 収 入 計 額	0	0	0	
2. 財 務 活 動 支 出				
財 務 活 動 支 出 計 額	0	0	0	
財 務 活 動 収 支 差 額	0	0	0	
IV 予 備 費 支 出	0		0	
当 期 収 支 差 額	△ 608,000	197,024	△ 805,024	
前 期 繰 越 収 支 差 額	7,819,239	7,819,239	0	
次 期 繰 越 収 支 差 額	7,211,239	8,016,263	△ 805,024	

収支計算書に対する注記

(注) 1. 資金の範囲

資金の範囲には現金・預金・前払金・未収入金・仮払金・未払金・前受金・預り金及び仮受金を含めてい
る。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
現 金	1,102,071	1,162,811
郵 便 振 替	5,517,828	5,540,686
普 通 預 金	7,321,411	4,243,490
大 会 前 払 金	1,000,000	2,000,000
未 収 入 金	1,524,236	2,113,669
仮 払 金	1,000,000	1,215,000
合 計	17,465,546	16,275,656
未 払 金	3,095,015	2,596,989
前 受 金	4,239,000	4,215,000
大 会 前 受 金	1,295,000	1,142,000
預 り 金	17,292	58,404
仮 受 金	1,000,000	247,000
合 計	9,646,307	8,259,393
次 期 繰 越 収 支 差 額	7,819,239	8,016,263

別紙資料3：日本森林学会会員規則の改正

学生会員が卒業または修了後に一般会員に継続してもらうための方策として、会員種別を変更する際に会費の口座引き落としの手続きを取った会員に対して、年会費を3年間、学生会員と同額とする特別割引制度を4年間試行するため、会員規則の改正および特別割引制度の2020年度からの4年間の試行が提案され、承認された。

(会費)

第4条 定款第8条に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

(1)

正会員（一般会員）	年会費	10,000円（A区分）
		12,000円（B区分）
		11,500円（C区分）
		13,500円（D区分）
正会員（学生会員）	年会費	5,000円（A区分）
		7,000円（B区分）
		6,500円（C区分）
		8,500円（D区分）

(2) 名誉会員 年会費 なし

(3) 賛助会員 年会費 1口 30,000円以上

(4) 機関会員 年会費 18,000円

(5) 準会員 年会費 2,500円

- 2 年会費は、前年度の2月末日までに納入するものとする。ただし、正会員がA～Dの会員区分を変更する場合、前年の10月15日までに電子メール、FAX、又は文書によって事務局に連絡する。期日までに連絡が無い場合、会員区分に変更はないものとみなす。
- 3 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第2項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会した年度の年会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、当学会から年会費の納入請求の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。
- 5 年齢75歳以上の一般会員で20年以上継続して会員であったものは、会費を免除する
- 6 年会費の割引制度を、総会の承認により設けることができる。

(会員種別の変更)

第5条 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して一般会員となることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。

- 2 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。
- 3 学生会員が一般会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。差額の納入日を会員種別変更日とする。
- 4 学生会員が一般会員となる場合で、卒業、修了、退学等の時期が1月～3月の場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から一般会員として、一般会員の年会費を納入するものとする。
- 5 一般会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。一般会員から学生会員になった場合は、一般会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。
- 6 その他の会員種別を変更する場合は、これに準じる。

(規則の変更)

3. この規則は、令和元年5月28日から施行する。

別紙資料4：日本森林学会学会誌等刊行規則の改正

日本森林学会では、日林誌に原稿を投稿する会員向けに、日本森林学会誌投稿要領と日本森林学会誌執筆要領を示しているが、（1）ピアレビューを行う学術誌の分野では投稿要領よりも投稿規定という名称が一般的であること、（2）投稿要領と執筆要領は名称が紛らわしいこと、を考慮し、日本森林学会誌投稿要領を日本森林学会誌投稿規定という名称に変更するため、規則の改正が提示され、承認された。

（編集委員会の職務）

第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、投稿規定投稿要領及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。

2 委員会における審査の過程は、これを非公開とする。

3 編集委員会は、委員会の決議により特集記事を組むことができる。

（学会誌への投稿）

第11条 学会誌への投稿は、別に定める投稿規定投稿要領及び執筆要領に従わなければならない。

2. この規則は、令和元年5月28日から施行する。

別紙資料5：一般社団法人日本森林学会 2019（令和元）年度事業計画

（事業期間：2019年3月～2020年2月）

- (1) **第130回日本森林学会大会の開催** 2019年3月20～23日に朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟市）を会場として開催し、学術講演集を発行する。
- (2) **第131回日本森林学会大会の準備** 名古屋大学を会場として開催準備を進める。公開シンポジウムへの助成金に応募する。また、ウェブ登録システムによって大会参加および研究発表の受付等を行い、大会プログラムを編成する。
- (3) **第132回日本森林学会大会の準備** 関東森林学会からの推薦に基づいて大会開催機関を決定し、大会運営委員長を委嘱し、大会運営委員会を組織する。
- (4) **「日本森林学会誌」の発行** 2019年4月、6月、8月、10月、12月および2020年2月の年6回発行し、科学技術振興機構のJ-STAGEで公開する。
- (5) **「Journal of Forest Research」の発行** Taylor & Francis社から2019年4月、6月、8月、10月、12月および2020年2月の年6回発行する。
- (6) **「森林科学」の発行** 2019年6月、10月および2020年2月の年3回発行する。43号（2005年2月）以来使用している表紙デザインをリニューアルする。
- (7) **「日本森林学会メールマガジン」の発行** 第106号（2019年3月）～第117号（2020年2月）を発行する。
- (8) **ウェブサイトの更新** ウェブサイトを随時更新し、刊行物、公募、助成金、研究集会などの最新情報を掲載する。また、大会に関連するWeb作業を行い、大会開催を支援する。
- (9) **日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦** 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、日本森林学会功績賞、Journal of Forest Research論文賞、日本森林学会誌論文賞、第130回日本森林学会大会学生ポスター賞の審査・選考を行う。また日本農学賞、日本農学進歩賞等の推薦業績の審査・選考を行う。
- (10) **ダイバーシティ推進の取り組み** 男女共同参画学協会連絡会の活動に参加し、情報交換と会員への情報提供に努める。第17回男女共同参画学協会連絡会シンポジウムにおいて、第130回日本森林学会・ワークショップで収集した結果をポスター発表する。第131回日本森林学会大会においてシンポジウムを企画検討する。
- (11) **林業遺産の選定** 定時総会において昨年度に選定された林業遺産を発表する。本年度の林業遺産候補の推薦公募を行い、審議・選定活動を行う。国有林部局や地方自治体への公募情報の提供や林業遺産登録地域間の情報共有、交流方法について検討する。
- (12) **JABEE（日本技術者教育認定機構）への協力** JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）の基幹的な学会として、JABEEやJAFEEの活動・運営に協力するとともに、関連学協会との連携を図ることにより、森林分野の技術者教育の向上を進める。CPD（技術者継続教育）事業の推進に協力する。森林・林業人材育成のため、引き続き森林・林業技術者教育の動向について発信するとともにJABEEの普及に努める。
- (13) **関連学協会への協力と社会連携の推進** 日本学術会議および日本農学会の運営に協力する。社会連携委員会を通じて当学会に関する情報発信を行うとともに、防災学術連携体、ウッドデザイン賞サポート連絡会など関連学協会との協力を推進する。
- (14) **連携学会（旧支部）との連携** 各連携学会（北方森林学会、東北森林科学会、関東森林学会、中部森林学会、応用森林学会、九州森林学会）大会を共催し、役員を派遣する。また九州森

林学会に科研費「研究成果公開発表（B）」の発案を依頼し、日本森林学会として応募する。

(15) 日本木材学会との連携 「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき、木材学会との交流を深める。

(16) 国際学術交流の推進 東アジアをはじめとする諸外国の関係学会と交流を進める。

(17) 国内研究機関連携の推進 「森林・林業関係試験研究機関の現状と研究推進上の課題」に関するアンケート調査結果について、全国林業試験研究機関協議会ならびに会員からの意見を集約し、今後の活動方針を検討する。

(18) 中等教育との連携 第 130 回日本森林学会大会において「高校生のポスター発表」（第 6 回）を、外部支援を受け実施する。第 131 回大会の「高校生ポスター発表」（第 7 回）の実現に向けて活動する。

(19) 学会運営の改善・増税への対応 財政の健全化への取組を継続し、電子メールを活用し、会議費や通信費を節減する。2019 年 10 月の消費増税による収支への影響についてモニタリングを開始する。

(20) 代議員および理事・監事候補の選出 2020 年定時総会終結時から 2022 年定時総会終結時を任期とする代議員選挙を行う。また、次期代議員による代議員選出理事・監事候補互選投票を実施する。

(21) 一般社団法人としての対応 定時総会で交代する大会担当理事を修正登記する。

別紙資料6：一般社団法人日本森林学会 2019（令和元）年度予算

2019年度 予算

2019年3月1日から2020年2月29日まで

科 目	日本森林学会 2018年度予算 (2018.3~2019.2)	2018年度決算 (2018.3~2019.2)	2019年度予算 (2019.3~2020.2)	備考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
会費収入	23,870,000	23,721,592	23,700,000	※1、2018/9/1時点の会員数から推定
事業収入	4,545,000	4,786,300	4,783,000	
印刷物収入	4,225,000	4,046,500	4,044,000	※1
広告料収入	320,000	739,800	739,000	※1
印税収入	0	0	0	※1
大会事業費収入	11,250,000	10,879,142	12,985,000	2018/8/31時点、緑と水の森林ファンド90万（公開シンポジウム費90万）、県コンベンション補助、市コンベンション補助
補助金等収入	1,120,000	1,103,623	1,120,000	緑と水の森林ファンド100万、大日本山学会補助12万（いずれも高校生ポスター）
雑業収入	822,000	1,020,702	822,000	※1
事業活動収入計	41,607,000	41,511,359	43,410,000	
2.事業活動支出				
事業費支出	19,036,000	18,145,229	18,437,000	
会誌等刊行費支出	16,140,000	15,872,510	15,900,000	※1、冊子体保管費15万減、森林科学J-STAGE移行手数料49万減、森林科学表紙デザイン費9万
名簿刊行費支出	800,000	377,910	0	
企画費支出	50,000	0	50,000	※2
表彰費支出	300,000	175,185	300,000	※2
HP編集費支出	6,000	141,048	147,000	※1
ダイバーシティ推進費支出	70,000	24,458	150,000	※2、シンボ経費（8万）
プログラム編成費支出	0	0	100,000	2019年度から計上。
学術振興費支出	1,670,000	1,554,118	1,670,000	中等教育（高校生ポスター）112万、中等教育委員会費10万、共催大会共催費30万、5月開催シンポジウム15万
役員選挙費支出	0	0	120,000	※3
大会事業費支出	11,250,000	11,135,480	12,985,000	2018/8/31時点
大業遺産事業費支出	200,000	125,160	200,000	※2
管理費支出	12,159,000	12,595,820	12,633,000	
人件費支出	7,953,000	8,221,592	8,220,000	※1
福利厚生費支出	12,000	11,310	12,000	※3
会議費支出	1,275,000	1,682,260	1,700,000	※1
旅費支出	172,000	82,226	85,000	※1
通信運搬費支出	350,000	160,324	209,000	※1
消耗品費支出	60,000	128,140	60,000	※3
新聞図書費支出	10,000	8,230	10,000	※1
諸会費支出	377,000	377,000	377,000	※1
支払手数料支出	355,000	394,858	400,000	※1
賃借料支出	890,000	881,280	890,000	※1
租税公課支出	470,000	330,000	350,000	※1
支払報酬料支出	220,000	248,400	250,000	※1
雑費支出	15,000	70,200	70,000	※1
事業活動支出計	42,645,000	42,001,689	44,255,000	
事業活動収支差額	△ 1,038,000	△ 490,330	△ 845,000	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
特定資産取崩収入				
大会資産取崩収入	800,000	257,418	0	
名簿刊行積立資産取崩収入	800,000	800,000	0	
投資活動収入計	800,000	1,057,418	0	
2.投資活動支出				
特定資産繰入支出	370,000	370,064	370,000	
退職給付引当資産取得支出	370,000	370,000	370,000	
特別積立金引当資産取得支出	0	0	0	
名簿刊行積立資産取得支出	0	0	0	
大会開催引当資産取得支出	0	64	0	
投資活動支出計	370,000	370,064	370,000	
投資活動収支差額	430,000	687,354	△ 370,000	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入				
財務活動収入計	0	256,338	0	
2.財務活動支出				
財務活動支出計	0	256,338	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 608,000	197,024	△ 1,215,000	
前期繰越収支差額	7,819,239	7,819,239	8,016,263	
次期繰越収支差額	7,211,239	8,016,263	6,801,263	

備考 ※1：2018年度決算を参照した ※2：2018年度予算を参照した ※3：2017年度決算を参照した

別紙資料 7 : 内規の制定と改正

①日本森林学会著作権内規の制定 (2018年9月28日)

(制定理由) 森林学会が出版する出版物の著作権において、曖昧な点が多く存在した。そのため、著作権の定義、著作権の帰属、著作権の利用、人格権の不行使、著作者による保証および紛争協力に関する協力について定めた著作権内規の制定を行った。

第1条 (目的)

本内規は、日本森林学会 (以下「本学会」という) が刊行し情報発信する下記学会誌等に掲載された著作物の著作権の取り扱いに関して、取り決めるものとする。

記

1. Journal of Forest Research
2. 日本森林学会誌 (その前身を含む)
3. 森林科学
4. 日本森林学会 (林學會、日本林學會、日本林学会を含む) の大会で発行された講演集・論文集・要旨集 (但し、支部会によるものは除く)
5. その他、日本森林学会 (林學會、日本林學會、日本林学会を含む) によって発行された出版物 (但し、支部会によるものは除く)

第2条 (定義)

本内規において使用する用語の定義は以下のとおりとする。著作権とは著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利とし、著作者人格権とは、著作権法第19条第1項および同第20条第1項に規定する権利をいい、著作物とは、前条に定めた学会誌等に掲載された巻頭言、論文、解説記事、資料及び書評等を指し、著作権法第2条第1項第1号が定めるところの著作物と同一の意味を有し、著作者とは、著作物を創作した者とする。

第3条 (著作権の帰属)

本学会の刊行物への掲載が決定された記事、論文等の著作権は、本学会単独であるいは本学会の定める出版社と共同で、原則として本学会に帰属するものとする。著作者から本学会への著作権の譲渡については、掲載誌の投稿要領および著作権譲渡承諾書の記載に定める。但し、オープンアクセス出版においては、著者による APC (論文出版処理費用) の支払いを条件に論文等の著作権は著作者に帰属する。

第4条 (人格権の不行使)

著作者は、著作権 (財産権) を構成するすべての権利について、本学会および本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

第5条 (著作権の利用)

著作者および第三者が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、要領 4-2 「著作者および第三者による著作権の使用」に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。

第6条 (著作者による保証)

著作者は、①著作物が第三者の著作権、知的財産権、その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではないこと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、著作者は、著作物において他の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

第7条 (紛争解決に関する協力)

著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力して

これに対処する。

第8条（内規の変更）

この内規を変更する場合は、理事会に諮って定めるものとする。

附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については著作権法に拠る。
2. 本規定の実施に関して必要となる条項については、それぞれ関連の要領やガイドライン等に定めるものとする。

2018年9月28日制定

2019年4月18日改正

2019年5月28日改正

②要領4-2 著作者および第三者による著作権の利用の改正（2018年12月10日改正）

（制定理由）上述の著作権内規の制定とともに、著作者および第三者による著作権の利用について定めるため。但し、「4講演要旨集等」と「5その他出版物」については、過去の著作物に対する著作権の譲渡についてウェブサイトなどで告知を完了した後に、本改正を発効する。

一般社団法人日本森林学会は、日本森林学会著作権内規に基づいて、学会が刊行する学会誌等の著作者および第三者による著作権の利用について以下の通り定める。

1. Journal of Forest Research（略称 JFR）

1) JFR の学術論文（original article, review, short communication を含む。以下同様）のうち、8巻～21巻に掲載されたものについては本学会と Springer 社が copyright（著作権）を共有している。1～7巻および22巻以降については学会が著作権を単独で保有している。ただし、下の3)に示すオープンアクセス出版による学術論文の著作権は、著作者による APC（論文出版処理費用）の支払いを条件に著作者に帰属する。

2) JFR の学術論文の全体または一部を利用する者は、掲載巻および当該学術論文の著作者あるいは第三者の別にかかわらず、当該学術論文の利用に関する手続き（Request permissions）を代行している出版社を通じて申請し、利用のライセンス（License）を取得するものとする。Request permissions では、利用者は当該学術論文の Copyright Clearance Center's RightsLink®から著作権を利用する License を取得する。

3) 著作者は著作権のオプション（Copyright Options）として、APC（論文出版処理費用）を支払うことにより Accept から掲載までの間にオープンアクセス出版を選択することができる。オープンアクセス出版の学術論文については、上記2)の規定にかかわらず、著作者も第三者もクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（Creative Commons License）に従って、当該学術論文を利用するものとする。

オープンアクセス出版でない学術論文については、上記2)の規定にかかわらず、当該学術論文の著作者には、Copyright Clearance Center's RightsLink®のシステム内に定められた基準に沿って、学会の許諾を得なくても一定の著作権の利用を認めるものとする。なお、著作者は、利用にあたっては出典を明記するものとする。

2. 日本森林学会誌

- 1) 著作者は、当該著作者の学術論文（原稿種別の論文、総説、短報、その他を含む。以下同様）の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 2) 本学会は、当該学術論文の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の学術論文を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
 - (1) 科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において、著作物の当該PDFが非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した学術論文を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）。別刷を購入した著作者に提供される当該PDFを非会員向け公開前に配布する場合は、著作者から他者への個人的な配布に限り認めるものとする。
 - (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
 - (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
 - (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
 - (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- 4) 学会は、第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。
- 5) 上記1)から4)までは、過去に遡って適用するものとする。

3. 森林科学

- 1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物（特集、コラム、シリーズ、記録、Information、その他を含む。以下同様）の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
 - (1) 科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において、著作物の当該PDFが非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）。会員限定公開期間内に利用したい場合はPDF別刷りを購入する。
 - (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
 - (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
 - (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
 - (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- 4) 学会は、第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

5) 上記1) から4) までは、過去に遡って適用するものとする。

4. 日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）の大会で発行された講演集・論文集・要旨集（但し、支部会によるものは除く）

1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、日本森林学会の大会で発行された紙および電子媒体の講演集・論文集・要旨集に掲載されているものすべてを指す。

2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

3) 上記1) の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

(1) 科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）において、著作物の当該 PDF が非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（期間リポジトリへの保存及び公開を含む）

(2) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用

(3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料

(4) 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料

(5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

5) 上記1) から4) までは、過去に発行された講演集・論文集・要旨集も含め、遡って適用するものとする。

5. その他、日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）によって発行された出版物（但し、支部会によるものは除く）（新設）

1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、本学会が発行した全ての出版物を指す（但し、支部会によるものは除く）。

2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

3) 上記1) の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

(1) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用

(2) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料

(3) 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料

(4) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

5) 上記1) から4) までは、過去に遡って適用するものとする。

③日本森林学会収入支出内規の改正 (2019年5月28日改正)

(改正理由) 学生会員から一般会員への会員種別変更の際に口座引き落としの手続きをとった会員に対する特別割引制度を試行するため。

I. 収入内規

10. 会費特別割引制度

(1) 学生会員がポストクなどに就職した際に退会することを回避することを目的に、本制度を制定する。

(2) 当該年度の前年度2月末日までに納入した学生会員が会員種別の変更を行う際に、年会費の口座引き落としの手続きを行った場合、当該年度の翌年からの2年間の年会費を学生会員と同額とする。

(3) 本制度は、2020～2023年度に学生会員から一般会員に変更する会員を対象に試行する。2024年度以降に学生会員から一般会員に変更する会員の取り扱いを2022年度に検討する。

2019年5月28日改正

④日本森林学会林業遺産選定内規の改正 (2019年4月18日改正)

(改正理由) 林業遺産の地区推薦委員について、地域によっては担当範囲が広く1名では対応できないため、地区推薦委員をこれまでの各代議員選挙区から1名から1名ないし2名へ変更する。

(地区推薦委員)

第6条 林業遺産の候補推薦を促進する目的から、日本森林学会選挙規則第5条に定める代議員選挙区6地区(北海道、東北、関東、中部、関西、九州)において、それぞれ地区に所在する学生会員1名ないし2名を林業遺産地区推薦委員として指定指名する。

2. 地区推薦委員の任期は2年とし、各地区代議員の推薦に基づき会長が指名委嘱する。

2019年4月18日改定

⑤日本森林学会誌編集委員会内規の改正 (2019年4月18日改正)

(改正理由) 2015年以降日本森林学会の総会開催時期が3月から5月からに変更され、日林誌担当理事・主事もそれに合わせて交代するようになっており、森林学会誌編集委員の交代もそれに合わせて行うようにすることが適切と考えられるため。

1. 任務

2. 編集委員会内規、投稿要領規定、執筆要領及び著作権における著者に許容される権利の改定に関する審議と理事会への提案、編集方針の改定に関する審議、決定と理事会への報告、並びに申し合わせ等の制定及び改廃に関する審議と決定

4. 構成員の任期

3. 編集委員

2年1期(委嘱期間:~~4~~6月1日から2年後の~~5~~5月31日まで)とし、任期は2期として、2年ごとの半数交代を原則とする。ただし、再任を妨げない。

7. 編集委員の交代

3. 退任する編集委員は、退任年の~~4~~3月31日までに6. 1. に定める後任の推薦を行うことを原則とする。

8. 改定

1. この内規の改定は、編集委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2011年6月15日制定

2011年12月16日改定

2019年4月18日改定

⑥「日本森林学会誌」投稿規定の改正（2019年5月28日改正）

（改正理由）日林誌に投稿しようとしている著者が最初に確認する投稿要領（投稿規定）の「原稿種別」の箇所に、どのような研究成果を短報とすべきかについて記述を加えるため、また、日林誌に投稿される人文社会科学系の原稿においては情報量が大きくなり、現行での論文の最長頁数（6頁×1.5＝9頁）では収まらない可能性があり、日林誌への積極的な投稿数を促すためにこの制限を緩和し、最長で論文（8頁×1.5＝12頁）、短報（6頁×1.5＝9頁）、総説（12頁×1.5＝18頁）とするため。

3. 原稿種別 原稿は論文、総説、短報、その他とし、和文とする。

なお、短報とは、国内外の調査報告・事例報告、樹病の症例報告、新規性がありかつ公表の緊急性が高いもの、新たに開発された研究方法や機械の紹介、既成の知見を確認する報告や貴重な測定結果などとする。たとえば、長期にわたる調査観察・計測データの紹介・中間報告なども含まれる。

その他は特集の巻頭言、書評、シンポジウムの記録等とする。

5. 頁数制限 原稿の長さは原則として、すべてを含む刷り上がりが論文は68ページ以内、総説は1012ページ以内、短報は6ページ以内、その他は4ページ以内とする。やむをえない場合に限り、論文、総説、短報については規定ページ数の1.5倍まで認め、超過分については著者の負担（1ページごとに30,000円）とする。

（2019年5月28日改定）

⑦「日本森林学会誌」執筆要領の改正（2019年5月28日改正）

（改正理由）日本森林学会誌投稿規定に原稿種別の説明を加えるのに伴い、執筆要領からは当該の説明を削除するため、また、共著者の人数や表題の長さによって英文要旨の実質的な最大語数が左右されるという不合理さを解消するため。

1. 原稿の形式は次のとおりとする。

論文、総説、短報は、(1) 表紙として、原稿種別、表題、簡略表題（ランニングタイトル、25字以内）、著者名（姓名略さず）、所属、所在地（著者が複数の場合、共著者全員の所属と所在地を明記）、いずれも和英併記（ただし、簡略表題は和文のみ）、および連絡先著者の電子メールアドレス、(2) 要旨および5語以内のキーワード、いずれも和文と英文で記載、(3) 本文、(4) 引用文献、(5) 図の題と説明、(6) 図、(7) 表、(8) 電子付録（付図・付表など）をそれぞれ別紙に記載する。謝辞がある場合は本文の最後に記述する。

~~その他は特集の巻頭言、書評、シンポジウムの記録などで、特に形式を定めない。ただし、表題の前に巻頭言などの種類を記載すること。~~

~~なお、短報とは、新規性がありかつ公表の緊急性が高いもの、新たに開発された研究方法や機械の紹介、既成の知見を確認する報告や貴重な測定結果などとする。たとえば、国内外の調査報告・事例報告、樹病の症例報告、長期にわたる調査観察・計測データの紹介・中間報告なども含まれる。~~

2. **表題**は「……に関する研究」や「……について」などの表現は避ける。

3. **和文要旨**は、論文と総説については500字以内、短報については400字以内とする。

英文要旨は、冒頭に著者名、表題、“J Jpn For Soc”，空白（約 15 文字分）を付加し、これらを含めて、論文と総説については 250 単語以内、短報については 200 単語以内とする。要旨中では図・表・電子付録・文献・数式などの引用は避け、改行しない。

(2019 年 5 月 28 日改定)

⑧ Instructions for Contributors (Journal of Forest Research) の改正 (2018 年 7 月 1 日改正)

(改正理由) JFR の投稿者向けの情報として、① T&F 社の Journal of Forest Research のウェブサイト上の Aims and Scope, Instructions for Authors, Style guideline と、② 日本森林学会のウェブサイトにある規則集 (3-3 Instruction for contributors (JFR) および 3-4 Manuscript preparation (JFR)) があり、一部が統一されていないため、これらを T&F 社のものに統一し、それを正規の投稿規定・執筆要領に相当するものとして位置付け、学会ウェブサイト上の 3-3 Instructions for Contributors (JFR) からは T&F 社の Journal of Forest Research のウェブサイトを参照するように示すため。

JFR のウェブサイト (<https://www.tandfonline.com/toc/tjfr20/current>) に掲載されている Instruction for Authors を参照すること。

(Revised on Mar. 27, 2008)

(Revised on Dec. 22, 2016)

(Revised on July 1, 2018)

⑧ 「森林科学」執筆要領の改正 (2018 年 12 月 10 日改正)

(改正理由) 引用文献のタイトルを原則表記することとする、また、ウェブページの引用方法を新たに定めるため。

<引用文献記載例>

Ochiai Y, Okuda S, Sato A (1994) The influence of canopy gap size in soil water conditions in a deciduous broad-leaved secondary forest in Japan[†]. J Jpn For Soc 76: 308- 314
~~†紙幅が足りない場合は、タイトルの省略を認める。~~

d. ウェブページの場合

Nair MNB (2003) Gum tapping in *Sterculia urens* Roxb. (Sterculiaceae) using ethephone. Paper submitted in XII World Forestry Congress 2003, Quebec, Canada.
<http://www.fao.org/docrep/ARTICLE/WFC/XII/0148-B4.HTM> (2017 年 12 月 15 日確認)

林野庁 (2017) 平成 28 年木質バイオマスエネルギー利用動向調査.
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokusitu_biomass/index.html (2018 年 4 月 24 日確認)

2018 年 9 月 28 日改定

2018 年 12 月 10 日改定